

(対大臣)

8月9日（火）衆・法務委

入国管理局 作成
稻田朋美議員（自民）

想定2問 入管法5条1項14号のいわゆる利益公安条項を適用した事例はあるのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・当省において保存されている文書等により確認できるものは、次の件のみ。
- ・昭和36年7月に、日本共産党全国大会に出席しようとする外国人について、閣議了解に基づき本号を適用し、上陸を拒否。

（注）保存文書により確実に確認できる過去10年間には利益公安条項に該当することを理由として上陸を拒否した事例はない。それ以前については、保存されている他の資料等を調査したが、判明したのは上記の件のみであった。

(参考) 出入国管理及び難民認定法 (抄)

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦
に上陸することができない。

一～十三 (略)

十四 前号に掲げる者を除くほか、法務大臣において
日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれ
があると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

【責任者：入国管理局石岡審判課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】